

平成29年3月23日提出

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求め
る。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局等組織規則（平成24年教委規則第3号）の一部を次の
ように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第
162号）第17条第2項の規定に基づき、熊本市教育委員会の事務局（以下「事
務局」という。）の内部組織を定めるものとする。

（組織及び事務分掌）

第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。

2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。

第3条 削除

第4条の見出しを「(職制)」に改め、同条第1項中「及び部長」を「、部に部長」
に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「人権教育指導室」を「教育相談室及び人
権教育指導室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「教育相談室に室長、」
を削り、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。

第5条中「各職位」を「別に定めるもののほか、教育次長以下各職位」に改め、同条第3号ア中「教育次長を補佐し、部内の事務」を「事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関し、所管事項について上司を補佐し、及び立案し、並びに関係事務」に改め、同号エ中「教育長」を「上司」に改め、同条第5号中「(人権教育指導室長、熊本市教育センター所長、熊本市立図書館長及び熊本博物館長を含む。以下この条において同じ。)」を「及び人権教育指導室長」に改め、同号ウ及びエ中「課」の次に「又は室」を加え、同条第9号中「かいの長(かい相当機関の長を含む。)」を「教育相談室長及び特別支援教育室長」に改め、同条第11号中「及び技術主幹」を削り、同条第12号エ中「班」を「所管事務」に改め、同条第13号中「及び技術参事」を削る。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第2条関係)

部	課又は室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3) 教育委員会会議に関すること。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (5) 公告式及び令達に関すること。 (6) 教育予算の総括調整に関すること。 (7) 組織管理及び事務管理に関すること。 (8) 公印の管理に関すること。 (9) 文書の収発及び管理に関すること。 (10) 職員の人事、服務及び給与に関すること(他課の

	<p>所管に属するものを除く。)</p> <p>(11) 職員定数の管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(12) 国際交流の調整に関すること。</p> <p>(13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(14) 調査及び統計に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。)</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。</p> <p>(16) ユネスコに関すること。</p> <p>(17) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。</p> <p>(18) 熊本市立古町幼稚園引受法人選考委員会に関すること。</p> <p>(19) 熊本市立熊本五福幼稚園引受法人選考委員会に関すること。</p>
学務課	<p>(1) 学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学に関すること(他の室の所管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</p>
施設課	<p>(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の営繕保全の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設台帳に関すること。</p> <p>(4) 学校用地に関すること。</p>
青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 家庭教育に関すること。 (4) 金峰山少年自然の家に関すること。 (5) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関すること。 (6) 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会に関すること。
学校教育部	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 学校経営の管理に関すること。 (3) 教職員(教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。)の人事、サービス及び給与に関すること。 (4) 教職員定数の管理に関すること。 (5) 学校の学級編制に関すること。 (6) 教職員の採用及び昇任の選考に関すること。 (7) 教職員(栄養教諭及び学校栄養職員を除く。)の研修の総括調整に関すること。
	総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の生徒指導に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。 (3) 教育相談室(室)に関すること。 (4) 特別支援教育室(室)に関すること。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関すること。
	教育相談室(室)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育に係る相談及び支援に関すること。
	特別支援教育室(室)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。 (4) 特別支援学校に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。)

	(5) 熊本市就学支援委員会に関すること。
指導課	<p>(1) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(2) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 教育評価に係る指導に関すること。</p> <p>(4) その他学校教育の指導に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）</p> <p>(5) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。</p>
健康教育課	<p>(1) 学校保健及び学校安全に関すること。</p> <p>(2) 学校体育及び食育の指導に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(4) 学校給食の実施に関すること。</p> <p>(5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関すること。</p> <p>(6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 学校給食共同調理場に関すること。</p> <p>(8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に関すること。</p> <p>(9) 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会に関すること。</p>
人権教育指導室	<p>(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関すること。</p> <p>(4) 同和問題に係る教育施策に関すること。</p> <p>(5) その他人権教育に関すること。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則 (平成 2 7 年教委規則第 5 号) の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「熊本市教育委員会事務局等組織規則」を削る。

(提出理由)

県費負担教職員に係る権限移譲及び平成 2 9 年 4 月 1 日付け組織改編等に伴い所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則 (昭和 2 7 年教委規則第 6 号) 第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会事務局等組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>熊本市教育委員会事務局内部組織規則</u>〔教育政策課〕</p> <p>平成24年1月26日 教委規則第3号</p> <p>熊本市教育委員会事務局組織規則（昭和41年教委規則第2号）の全部を改正する。</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、熊本市教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の内部組織を定めるものとする。</u></p> <p><u>（組織及び事務分掌）</u></p> <p><u>第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。</u></p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p><u>（職制）</u></p> <p>第4条 事務局に教育次長、<u>部に部長</u>、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育委員会が別に定める課に副課長を置く。</p> <p><u>【削る。新第5項へ移動】</u></p>	<p><u>熊本市教育委員会事務局等組織規則</u>〔教育政策課〕</p> <p>平成24年1月26日 教委規則第3号</p> <p>熊本市教育委員会事務局組織規則（昭和41年教委規則第2号）の全部を改正する。</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局その他教育機関の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（事務局の組織及び事務分掌）</u></p> <p><u>第2条 事務局の組織及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>（教育機関の組織及び事務分掌）</u></p> <p><u>第3条 教育機関に置く組織、事務分掌及び所管組織は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>（職）</u></p> <p>第4条 事務局に教育次長<u>及び部長</u>、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育委員会が別に定める課に副課長を置く。</p> <p><u>3 事務局に総括審議員、首席審議員、首席教育審議員及び政策審議員、課に審議員及び教育審議員、課、教育相談室及び特別支援教育室に主幹及び参事</u></p>

3 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。

4 特別支援教育室に室長及び主査を置く。

5 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。

(各職位の基本的職能)

第5条 **別に定めるもののほか、教育次長以下各職位**の基本的職能は、次のとおりとする。

(1) 教育次長の基本的職能

ア 重要施策の決定及び推進について、提案、助言及び調整を行う。

(2) 総括審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特に重要な施策に関する特命事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

(3) 部長の基本的職能

ア **事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関し、所管事項について上司を補佐し、及び立案し、並びに関係事務**を統理する。

イ 事務局の基本方針及び基本計画の決定に基づき、部の執行方針及び執行方針実現のための実施計画を立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、部の執行方針、実施計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、**上司**の指示を受けて事務局の調整を図る。

オ 所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上

その他必要な職員を置くことができる。

4 人権教育指導室に室長を置く。

5 教育相談室に室長、特別支援教育室に室長及び主査を置く。

【旧第3項を一部修正し、追加】

(各職位の基本的職能)

第5条 **各職位**の基本的職能は、次のとおりとする。

(1) 教育次長の基本的職能

ア 重要施策の決定及び推進について、提案、助言及び調整を行う。

(2) 総括審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特に重要な施策に関する特命事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

(3) 部長の基本的職能

ア **教育次長を補佐し、部内の事務**を統理する。

イ 事務局の基本方針及び基本計画の決定に基づき、部の執行方針及び執行方針実現のための実施計画を立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、部の執行方針、実施計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、**教育長**の指示を受けて事務局の調整を図る。

オ 所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上

申及び改善の提案を行う。

(4) 首席審議員及び首席教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、部の主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理する。

(5) 課長及び人権教育指導室長の基本的職能

ア 部の執行方針及び実施計画の決定及び推進について、所管事項に係る提案、助言等により、上司を補佐する。

イ 部の執行方針及び実施計画の決定に基づき、所管事務事業の個別計画を具体的に設定し、及び立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、課又は室の個別計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の執行状況を常に把握し、進行管理及び計画の変更並びに異例事項等について上司に報告し、その指示を受けて課又は室の調整を図る。

オ 所管業務の事務改善に留意し、有効かつ適切な執行能力を確保するために、最善の努力を払う。

(6) 副課長の基本的職能

ア 課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行する。

イ 課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

(7) 審議員及び教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務

申及び改善の提案を行う。

(4) 首席審議員及び首席教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、部の主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理する。

(5) 課長(人権教育指導室長、熊本市教育センター所長、熊本市立図書館長及び熊本博物館長を含む。以下この条において同じ。)の基本的職能

ア 部の執行方針及び実施計画の決定及び推進について、所管事項に係る提案、助言等により、上司を補佐する。

イ 部の執行方針及び実施計画の決定に基づき、所管事務事業の個別計画を具体的に設定し、及び立案する。

ウ 所属職員の指導、教育及び監督を行い、課の個別計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ 所管事務事業の執行状況を常に把握し、進行管理及び計画の変更並びに異例事項等について上司に報告し、その指示を受けて課の調整を図る。

オ 所管業務の事務改善に留意し、有効かつ適切な執行能力を確保するために、最善の努力を払う。

(6) 副課長の基本的職能

ア 課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行する。

イ 課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

(7) 審議員及び教育審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務

を統括整理する。

(8) 政策審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関する特命事項の企画、立案及び調整に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(9) **教育相談室長及び特別支援教育室長**の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管の事務を処理するとともに、直属上司に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

イ 所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(10) 課長補佐の基本的職能

ア 直属上級職位の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(11) 主幹の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(12) 主査の基本的職能

ア 課の個別計画の具体的設定及び推進について、所管事項に係る提案等により、課長を補佐する。

イ 課の個別計画の具体的設定に基づき、所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

を統括整理する。

(8) 政策審議員の基本的職能

ア 上司の命を受け、事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関する特命事項の企画、立案及び調整に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(9) **かいの長(かい相当機関の長を含む。)**の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管の事務を処理するとともに、直属上司に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

イ 所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(10) 課長補佐の基本的職能

ア 直属上級職位の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(11) 主幹**及び技術主幹**の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(12) 主査の基本的職能

ア 課の個別計画の具体的設定及び推進について、所管事項に係る提案等により、課長を補佐する。

イ 課の個別計画の具体的設定に基づき、所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ 課長の命を受け、指示された特定の事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。

エ 課長の命を受け、所属職員を指揮監督して、**所管事務**の事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

オ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(13) 参事その他専門職位の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 熊本市人権教育指導室設置規則（平成2年教委規則第7号）は廃止する。

附 則（平成25年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日教委規則第2号）

（施行規則）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間に限り、教育長が別に定める課に課長補佐を置くことができる。

附 則（平成27年3月20日教委規則第5号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ウ 課長の命を受け、指示された特定の事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。

エ 課長の命を受け、所属職員を指揮監督して、**班**の事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

オ 所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(13) 参事**及び技術参事**その他専門職位の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わる。

イ 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 熊本市人権教育指導室設置規則（平成2年教委規則第7号）は廃止する。

附 則（平成25年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日教委規則第2号）

（施行規則）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間に限り、教育長が別に定める課に課長補佐を置くことができる。

附 則（平成27年3月20日教委規則第5号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合においては、この規則による改正後の_____第1条並びに第5条第1号及び第2号の規定は適用せず、この規則による改正前の_____第1条並びに第5条第1号及び第2号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部	課又は室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	<p>(1) <u>事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) 教育委員会会議に関すること。</p> <p>(4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(5) <u>公告式及び令達</u>に関すること。</p> <p>(6) 教育予算の総括調整に関すること。</p> <p>(7) 組織管理及び事務管理に関すること。</p> <p>(8) 公印の管理に関すること。</p> <p>(9) 文書の<u>収発及び</u>管理に関すること。</p> <p>(10) <u>職員</u>の人事、<u>服務</u>及び給与に関すること（<u>他課の所管に属するものを除く。</u>）。</p> <p>【削る】</p>

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合においては、この規則による改正後の熊本市教育委員会事務局等組織規則第1条並びに第5条第1号及び第2号の規定は適用せず、この規則による改正前の熊本市教育委員会事務局等組織規則第1条並びに第5条第1号及び第2号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部	課・かい	事務分掌
教育総務部	教育政策課	<p>(1) <u>事務局内事務、部内事務及び関係教育機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) 教育委員会会議に関すること。</p> <p>(3) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(4) <u>条例、規則等の制定改廃</u>に関すること。</p> <p>(5) 教育予算の総括調整に関すること。</p> <p>(6) 組織管理及び事務管理に関すること。</p> <p>(7) 公印の管理に関すること。</p> <p>(8) 文書の管理に関すること。</p> <p>(9) <u>市費負担職員（教育職員を除く。）</u>の人事及び給与に関すること。</p> <p>(10) <u>市費負担職員（教育職員及び学校給食に従事する職員を除く。）</u>の研修に関するこ</p>

	<p>【削る】</p> <p>(11) 職員定数の管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(12) 国際交流の調整に関すること。</p> <p>(13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(14) 調査及び統計に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。)</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。</p> <p>(16) ユネスコに関すること。</p> <p>(17) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。</p> <p>(18) 熊本市立古町幼稚園引受法人選考委員会に関すること。</p> <p>(19) 熊本市立熊本五福幼稚園引受法人選考委員会に関すること。</p>		<p>と。</p> <p>(11) 市費負担職員(教育職員を除く。)の服務に関すること。</p> <p>【追加】</p> <p>(12) 国際交流の調整に関すること。</p> <p>(13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(14) 調査、統計に関すること。</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。</p> <p>(16) ユネスコに関すること。</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p>
学務課	<p>(1) 学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学に関すること(他の室の所管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</p>	学務課	<p>(1) 学校(幼稚園を含む。以下同じ。)の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の就学及び通学区域に関すること。</p> <p>【追加】</p> <p>(3) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</p>
施設課	<p>(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関する</p>	施設課	<p>(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関する</p>

		<p>こと。</p> <p>(2) 学校施設の営繕保全の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設台帳に関すること。</p> <p>(4) <u>学校用地</u>に関すること。</p>			<p>こと。</p> <p>(2) 学校施設の営繕保全の計画及び<u>その</u>実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設台帳に関すること。</p> <p>(4) <u> </u>用地に関すること。</p>	
	青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成に関すること<u>(他課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3) 家庭教育に関すること。</p> <p>(4) 金峰山少年自然の家に関すること。</p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>(5) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>(6) 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会に関すること。</u></p>		青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成<u>(他課の所管に属するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>(3) 家庭教育に関すること。</p> <p>(4) 金峰山少年自然の家に関すること。</p> <p><u>(5) あそ教育キャンプ場に関すること。</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p>	
学校教育部	教職員課	<p>(1) 部内事務<u>の</u>連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理に関すること。</p> <p><u>(3) 教職員(教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。)</u>の人事、服務及び給与に関すること。</p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>(4) 教職員定数の管理に関すること。</u></p>		学校教育部	教職員課	<p>(1) 部内事務<u>及び関係教育機関との</u>連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理に関すること。</p> <p><u>(3) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の任免その他の人事及び服務に関すること。</u></p> <p><u>(4) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p><u>(5) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の給与に関すること。</u></p> <p><u>【追加】</u></p>

	<p>(5) <u>学校の学級編制に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教職員の採用及び昇任の選考に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）の研修の総括調整に関すること。</u></p> <p>【新第5号へ移動】</p>
総合支援課	<p>【削る】</p> <p>(1) 学校の生徒指導に関すること。</p> <p>(2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。</p> <p>(3) 教育相談室（室）に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育室（室）に関すること。</p> <p>(5) <u>熊本市いじめ防止等対策委員会に関すること。</u></p>
教育相談室（ 室 ）	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関すること。
特別支援教育室（ 室 ）	<p>(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校に関すること（<u>他の課又は室の所管に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(5) <u>熊本市就学支援委員会に関すること。</u></p>
指導課	(1) 学校の学習指導及び進路指導に関するこ

	<p>【旧第7号から移動し、追加】</p> <p>【追加】</p> <p>(6) <u>教職員研修の総括調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校の学級編制に関すること。</u></p>
総合支援課	<p>(1) <u>障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</u></p> <p>(2) 学校の生徒指導に関すること。</p> <p>(3) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。</p> <p>(4) 教育相談室に関すること。</p> <p>(5) 特別支援教育室に関すること。</p> <p>【追加】</p>
教育相談室(かい)	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関すること。
特別支援教育室（ かい ）	<p>(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に係わる教職員等の研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校に関すること。</p> <p>【追加】</p>
指導課	(1) 学校の学習指導及び進路指導に関するこ

	<p>と。</p> <p>(2) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 教育評価に係る指導に関すること。</p> <p>【削る】</p> <p>(4) その他学校教育の指導に関すること(他の課又は室の所管に属するものを除く。)。</p> <p>(5) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。</p>
健康教育課	<p>(1) 学校保健及び学校安全に関すること。</p> <p>(2) 学校体育及び食育の指導に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(4) 学校給食の実施に関すること。</p> <p>(5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関すること。</p> <p>(6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 学校給食共同調理場に関すること。</p> <p>(8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に関すること。</p> <p>(9) 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会に関すること。</p>
人権教育指導室	<p>(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。</p>

	<p>と。</p> <p>(2) 学校の教育課程並びに教育図書及び教材の採択に関すること。</p> <p>(3) 教育評価に係る指導に関すること。</p> <p>(4) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の研修に関すること。</p> <p>(5) その他学校教育の指導に関すること。</p> <p>【追加】</p>
健康教育課	<p>(1) 学校保健及び学校安全に関すること。</p> <p>(2) 学校体育及び食育の指導に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。</p> <p>(4) 学校給食の実施に関すること。</p> <p>(5) 学校給食の施設及び諸設備の管理に関すること。</p> <p>(6) 学校給食に従事する職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 学校給食共同調理場に関すること。</p> <p>(8) 学校保健及び学校給食の諸団体に関すること。</p> <p>【追加】</p>
人権教育指導室	<p>(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。</p>

- (3) 人権教育に関する教材 **及び資料**の収集及び研究に関すること。
- (4) 同和問題に係る教育施策に関すること。
- (5) その他人権教育に関すること。

- (3) 人権教育に関する教材、**資料**の収集及び研究に関すること。
- (4) 同和問題に係る教育施策に関すること。
- (5) その他人権教育に関すること。

【削る】

別表第2（第3条関係）

	教育機関	事務分掌	所管組織
課相当機関	熊本市教育センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>学校教育及び社会教育に係る調査研究に関すること。</u> (2) <u>学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。</u> (3) <u>学校教育及び社会教育に係る研究資料、図書、視聴覚機器等の収集整備及び活用に関すること。</u> (4) <u>教職員研修の企画及び実施に関すること。</u> 	
	熊本市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。</u> (2) <u>図書館サービスに関すること。</u> (3) <u>図書館事業の企画及び実施に関すること。</u> (4) <u>移動図書館に関すること。</u> (5) <u>図書館協議会に関すること。</u> (6) <u>分館及びくまもと森都心プラザの図書館に関すること。</u> (7) <u>学校その他の教育機関との連携に</u> 	

		<p><u>関すること。</u></p> <p><u>(8) 図書館の施設、設備等の維持管理に</u> <u>関すること。</u></p> <p><u>(9) 図書館の設置及び廃止に関するこ</u> <u>と。</u></p>	
	熊本博物館	<p><u>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に</u> <u>関すること。</u></p> <p><u>(2) 博物館資料の調査研究に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(3) 博物館資料に関する研究報告その</u> <u>他の資料の作成及び頒布に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(4) 学校その他社会教育機関等の行う</u> <u>教育、研究等の支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 博物館事業の企画及び実施に関す</u> <u>ること。</u></p> <p><u>(6) 博物館協議会に関すること。</u></p> <p><u>(7) 分館及び塚原歴史民俗資料館に関</u> <u>すること。</u></p> <p><u>(8) 博物館の施設、設備等の維持管理に</u> <u>関すること。</u></p> <p><u>(9) 博物館の設置及び廃止に関するこ</u> <u>と。</u></p>	
かい相当機 関	公民館	<p><u>(1) 生涯学習支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 公民館の管理及び運営に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(3) 公民館の使用許可に関すること。</u></p>	教育政策課

	<p>(4) <u>公民館の事業の企画及び実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域公民館との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>五福小学校プールの管理及び運営に関すること(五福公民館に限る。)</u></p>	
金峰山少年自然の家	<p>(1) <u>金峰山少年自然の家の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>金峰山少年自然の家の使用許可に関すること。</u></p> <p>(3) <u>金峰山少年自然の家の事業の企画及び実施に関すること。</u></p>	青少年教育課
学校給食共同調理場	<p>(1) <u>教育委員会の指定する学校において実施される学校給食の調理及び輸送等に関すること。</u></p>	健康教育課
熊本市立植木図書館	<p>(1) <u>図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。</u></p> <p>(2) <u>図書館サービスに関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館事業の企画及び実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>移動図書館に関すること。</u></p>	熊本市立図書館
熊本市立とみあい図書館	<p>(1) <u>図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。</u></p> <p>(2) <u>図書館サービスに関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館事業の企画及び実施に関すること。</u></p>	熊本市立図書館

ること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則(平成27年教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「熊本市教育委員会事務局等組織規則」を削る。